

東大阪市立英田北小学校 学校協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 東大阪市立学校園の管理運営に関する規則(昭和42年東大阪市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。)第14条の3の規定に基づき、保護者や地域の意向を把握しその信頼に応え、地域・家庭と連携しながら学校運営の改善を行うことを目的として、本校に学校協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 学校協議会委員(以下「委員」という。)は、学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長が委嘱する。

- 2 校長は委員名簿を教育委員会に報告する。
- 3 委員の数は5人とし、男女それぞれ1名以上いるものとする。

(任期等)

第3条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 特別な事情がある場合は、校長は任期の途中で委員の職を解くことができる。
- 3 校長は委員に欠員が生じたとき、新たに委員を委嘱することができる。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 校長は必要に応じて会議を招集し、意見を聞き、また学校運営について説明する。

第5条 委員は、規則第14条の2に規定する学校教育自己診断の診断結果を検証するとともに、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べ、助言を行う。

- (1) 学校教育の推進、充実及び改善に関すること。
 - (2) 児童の健全育成に関すること。
 - (3) その他、協議会の趣旨を実現するために必要なこと。
- 2 協議会は協議内容に基き、校長に提言を行う。

第6条 校長は必要に応じて、委員の同意の下、委員以外の者から意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員はその役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置くことができる。

- 2 事務局は学校協議会の庶務に関する事務をおこなう。
- 3 事務局員は校長の指示により、協議に必要な事項の説明にあたる。
- 4 事務局員には学校の教職員をあてることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より実施する。

この要綱は、平成24年4月1日より実施する。